

## 健康2－1

不利益処分の内容	支給の制限		
根拠法令及び条項	児童手当法第5条第1項		
担当課	こども未来課	処分権者	市長
設定日	平成6年10月1日		

### 処分基準

養育者の前年（又は前々年）の所得が、その養育者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族並びに養育者の扶養親族でない児童で養育者が前年（又は前々年）の12月31日生計を維持したものの有無及び数に応じて、法施行令第1条に定める一定額以上の所得があった者

## 健康2－2

不利益処分の内容	手当の不支給		
根拠法令及び条項	児童手当法第10条		
担当課	こども未来課	処分権者	市長
設定日	平成6年10月1日		

### 処分基準

受給者資格の有無、児童手当の額等について確認する必要がある場合に法第27条第1項の規定により必要書類の提出を命じ、又は、職員が質問を行ったにもかかわらず正当な理由がなくこれを拒んだ場合

## 健康2－3

不利益処分の内容	調査拒否等による手当の支払の差止め		
根拠法令及び条項	児童手当法第11条		
担当課	こども未来課	処分権者	市長
設定日	平成6年10月1日		

### 処分基準

法第26条に規定する届出及び書類の提出をしなかった場合。なお、法第26条第1項及び第2項に基づく「厚生労働省令で定めるところ」としては、法施行規則第3条から第8条までの規定をいう。

変更日 平成13年1月6日

## 健康2－4

不利益処分の内容	支払の調整		
根拠法令及び条項	児童手当法第13条		
担当課	こども未来課	処分権者	市長
設定日	平成6年10月1日		

### 処分基準

- 1 児童手当の支給を受けている者が、児童手当の支給要件に該当しなくなったにもかかわらず、なお、児童手当の支給を受けており、その後に再び支給要件に該当して、市長の認定を受けた場合
- 2 児童手当の額が減額することとなる事由が生じたにもかかわらず、なお、当初に認定を受けた額の児童手当を受けている場合

## 健康2－5

不利益処分の内容	不正利得の徴収					
根拠法令及び条項	児童手当法第14条					
担当課	こども未来課	処分権者	市長			
設定日	平成6年10月1日					
<b>処分基準</b>						
1 支給要件に該当していないのに、これに該当しているものと偽って児童手当の支給を受けた場合						
2 支給要件に該当しているが、支給要件児童の数を実際より多く偽って、支給を受けることができる正当な額より多くの額の支給を受けた場合						

## 健康2－6

不利益処分の内容	受給資格の喪失					
根拠法令及び条項	児童手当法第4条					
担当課	こども未来課	処分権者	市長			
設定日	平成12年6月1日					
<b>処分基準</b>						
1 受給者が日本国内に住所を有しなくなったとき。						
2 受給者が鳥取市内に住所を有しなくなったとき。						
3 受給者が死亡したとき。						
4 受給者が公務員になったとき。						
5 受給者が支給要件児童を監護し、かつ、生計同一又は生計維持関係がなくなったとき。						
6 支給要件児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したとき。						
7 支給要件児童が死亡したとき。						
変更日 平成25年2月28日						

## 健康2－7

不利益処分の内容	母子家庭の母に対する居宅における介護等の措置の解除	
根拠法令及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第18条	
担当課	こども未来課	処分権者
設定日		

### 処分基準を設定しない理由

本市では、母子家庭の母に対する居宅における介護等の事業は実施しておらず、当面実施する計画もない。

したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。

## 健康2－8

不利益処分の内容	寡婦に対する居宅における介護等の措置の解除	
根拠法令及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第2項（第18条準用）	
担当課	こども未来課	処分権者
設定日		

### 処分基準を設定しない理由

本市では、寡婦に対する居宅における介護等の事業は実施しておらず、当面実施する計画もない。

したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。

## 健康2－9

不利益処分の内容	受給資格の喪失		
根拠法令及び条項	児童扶養手当法第4条第2項		
担当課	こども未来課	処分権者	市長
設定日	平成18年1月6日		

### 処分基準

- 1 受給者、児童が日本国内に住所を有しなくなったとき。
- 2 受給者が鳥取市内に住所を有しなくなったとき（DV等の特別な事情がある場合を除く。）。
- 3 受給者、児童が死亡したとき。
- 4 受給者が支給要件児童を監護かつ生計同一又は生計維持関係がなくなったとき。
- 5 受給者が公的年金（老齢福祉年金を除く。）や労働基準法等に基づく遺族補償を受けることが出来るとき。
- 6 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき（ただし、その全額につき、支給が停止されているときを除く。）。
- 7 児童が労働基準法等の規定による遺族補償給付を受けることができるとき。
- 8 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く。）に入所しているとき。
- 9 児童が母（又は父）の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上姻戚関係と同様の事情にあるときを含む。）に養育されているとき（父（又は母）障害を除く。）。

変更日 平成23年11月30日

## 健康2－10

不利益処分の内容	支給の制限		
根拠法令及び条項	児童扶養手当法第9条第1項		
担当課	こども未来課	処分権者	市長
設定日	平成18年1月6日		

### 処分基準

受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族並びにその者の扶養親族でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日生計を維持したもののが無及び数に応じて、法施行令第2条の4第1項及び第2項で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、その全部又は一部を支給しない。

## 健康2－11

不利益処分の内容	支給の制限（養育費）					
根拠法令及び条項	児童扶養手当法第9条第2項					
担当課	こども未来課	処分権者	市長			
設定日	平成18年1月6日					
<b>処分基準</b>						
母（又は父）の監護する児童が父（又は母）から当該児童の養育に必要な経費の支払を受けたときは、法施行令第2条の4第3項で定めるところにより、母（又は父）が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算する。						

## 健康2－12

不利益処分の内容	支給の制限（受給資格者の扶養義務者）					
根拠法令及び条項	児童扶養手当法第10条、第11条					
担当課	こども未来課	処分権者	市長			
設定日	平成18年1月6日					
<b>処分基準</b>						
受給資格者に対する手当は、その者の配偶者の前年の所得又はその者の民法第877条第1項に定める直系親族及び兄弟姉妹でその者と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の数の有無及び数に応じて、法施行令第2条の4第5項で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。						

## 健康2－13

不利益処分の内容	手当の不支給					
根拠法令及び条項	児童扶養手当法第14条					
担当課	こども未来課	処分権者	市長			
設定日	平成18年1月6日					
<b>処分基準</b>						
1 受給資格者が、正当な理由がなくて、法第29条第1項の規定による命令に従わず、該当職員の質問に応じなかったとき。 2 受給資格者が、正当な理由がなくて、法第29条第2項の規定による命令に従わず、該当職員の診断を拒んだとき。 3 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を怠っているとき。 4 受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかったとき。 5 受給資格者が、法第6条第1項の規定による認定請求又は法第28条第1項の規定による届出に因り、虚偽の申請又は届出をしたとき。						

## 健康2－14

不利益処分の内容	調査拒否等による手当の差止め					
根拠法令及び条項	児童扶養手当法第15条					
担当課	こども未来課	処分権者	市長			
設定日	平成18年1月6日					
<b>処分基準</b>						
手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、法第28条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。						

## 健康2－15

不利益処分の内容	貸付けの停止					
根拠法令及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条（令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）					
担当課	こども未来課	処分権者	市長			
設定日	平成30年4月1日					
<b>処分基準</b>						
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。 2 母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。 3 母子父子寡婦福祉資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。						

## 健康2－16

不利益処分の内容	貸付金の一時償還					
根拠法令及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）					
担当課	こども未来課	処分権者	市長			
設定日	平成30年4月1日					
<b>処分基準</b>						
母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するとき。 1 貸付けの目的以外の目的に使用又は偽りその他不正な手段による貸付けを受けたとき。 2 償還金の支払を怠ったとき。 3 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合は、次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 母子・父子福祉団体でなくなったとき。 (2) 貸付けの対象となった事業を廃止したとき。 (3) 貸付けの対象となった事業が主として法第14条各号に掲げる者を使用するものでなくなったとき。 (4) 令第15条第1項（令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は同条第2項の規定による市長の措置に従わず、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。						